

那須塩原市農業委員会

# 第36回総会議事録

令和5年6月26日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和5年6月26日（月）午後1時30分～午後2時46分
2. 場 所：西那須野支所300会議室
3. 出席委員：18名

会長	3	君島 良一	委員	12	藤田 一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	13	高瀬 和夫
委員	1	石崎 清	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	17	槌江 栄作
〃	7	三本木 直人	〃	18	渡辺 秀一
〃	8	秋元 誠	〃	19	島田 晴子
〃	9	大田原 重夫	〃	20	竹村 文祥
〃	10	田淵 徹			
〃	11	菊地 寿行			

4. 欠席委員：2名 議席番号4番 松本 誠治委員、16番 江連 節男委員
5. 議事録署名人の指名:議席番号 14番 松本 忠太委員、15番 室井 孝美委員
6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 非農地判断願いについて
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 9) 議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 10) 議案第10号 令和6年度農林関係税制改正に関する要望事項(案)の承認について
- 11) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 12) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

#### 1. 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主任 湯田 雅美
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	上野 純宏	

#### 2. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第36回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、江連 節男委員、松本 誠治委員です。  
在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき議長が指名することで、ご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号14番 松本 忠太委員と、15番 室井 孝美委員を指名いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

樋江栄作委員

議案第1号、番号1番について報告します。

農地の売買による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、6月19日、午前9時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、接骨木自治公民館より北西へ約50メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、那須町在住で、申請地の管理に苦慮していた譲渡人と申請地の地区に居住し、農地を探していた譲受人との間で話がまとまったことから本申請に至りました。

経営状況は、水稻6.5ヘクタール、その他粟、花木、牧草等を作付けしています。

農機具はトラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台を所有し、本人と息子、臨時で1名が農業に従事しています。

申請地の耕作予定は、花木を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員

議案第2号、番号1番について報告します。

申請地を一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在実家の敷地の離れに4人家族で生活しておりますが、この度石川県に住んでいる弟が地元に戻ってくることになり、離れに弟が住むこととなり、申請人家族が新居を建築する計画を立てたところ、地目が農地だった為、今般の申請になったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっております。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

なお、総事業面積は706平方メートルですが、進入路として利用する211平方メートルを除き、有効利用できる面積は495平方メートルとなっています。  
現地調査は、6月21日、午前11時30分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて」ですが、先ほどの事務局長説明のとおり、取り下げとなりました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、田淵 徹委員の報告を求めます。

田淵 徹委員

議案第4号、番号1番について報告します。

賃貸借により砂利採取をするために一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田調整池より北へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、貸し人は耕作地に砂利が多く、機械等の損失も発生している為、土壌改良の必要がある状態でした。借り人は陸砂利を採取し砕石等を製造しているということで共通のメリットがあるため今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、一時的な利用に供される場合は、許可が可能となります。

事業計画は12ヶ月の賃貸借により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲に保安距離を設け、保安用防護柵を設置し安全を確保することとしています。

埋戻しについては栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証が添付されており、湯宮地内の掘削所からの発生土、及び自社の還元土砂にて行います。

現地調査は、6月22日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第4号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により道路用地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人の行っている地理情報業務に関して所有する申請地に接道する道路がないため、進入路として利用する為申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存施設の2分の1未満の敷地拡張であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に進入路を敷設する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に畦畔を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、6月22日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号1番について事務局から補足願います。

上野農地係長

番号1番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可を必要とするため、指令書の交付は砂利採取法の許可日と同日となります。以上です。

議長 報告が終わりました。  
まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。  
次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。  
次に、番号3番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員 議案第4号、番号3番について報告します。  
贈与により植林として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、八郎ヶ原放牧場より東へ400メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、譲渡人は病気があり農業ができません。娘である譲受人も農業が出来ないため植林をして土地を管理したいとのことです。  
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。  
本件は申請地でしか事業の目的を達成することができないことが認められるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地にコナラを20本植える内容となっています。  
上下水道は使用せず、雨水は自然浸透処理とします。  
申請地に傾斜がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、6月21日、午前10時10分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号3番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。  
次に、番号4番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員 議案第4号、番号4番について報告します。  
売買により、建売分譲地として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ約1.2キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、譲受人は市内において、不動産全般の業務を行っており、申請地は幹線道路に接しており、スーパーや学校、病院等が近くにあり、生活環境が良いことから十分需要が見込めるため今回の申請に至ったとのことです。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。  
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に建売分譲住宅を9棟建築する内容となっています。  
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽により処理します。  
雨水排水は浸透槽を設置し処理します。  
周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、6月21日、午前11時15分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長  
上野農地係長  
番号4番について事務局から補足願います。  
番号4番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長  
報告が終わりました。  
番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

島田 晴子委員  
次に、番号5番について、島田 晴子委員の報告を求めます。  
議案第4号、番号5番について報告します。

売買によりロール置き場を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約2.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、酪農を営んでおり、近年の物価の高騰に対応し、経営の安定を図るためには自給市場を増産することが必須になっています。その為牧草のロール置場の増設が必要であり、牛舎及び牧草畑から至近距離にあることと、運搬車両の出入りが容易な形状であることなどを考え申請地が最適であることから申請に至りました。

なお、申請人は申請地を以前からロール置き場として借用していましたが、今般申請地を購入するにあたり調査をしたところ、農地であることが判明しました。今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は農振法上の農業用施設用地です。

農地転用は原則不許可ですが、農業用施設用地など地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合、許可が可能となります。

事業計画は、申請地にロール置き場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲に畦畔を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、6月22日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長  
報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田 晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

大田原重夫委員  
次に、番号6番及び7番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。  
議案第4号 番号6番について報告します。

賃貸借により乗り入れ口を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より西へ約300メートル位置しています。

申請に至った経緯は、申請者は、隣接地において転用許可を受けた上で、中古車販売及び修理工場を設置した事業者であります。土地造成工事の際に申請地に約40センチメートルの高低差が生じてしまった為、農地法の手続きが必要であることを失念したまま工事を実施してしまったとのこと。今後は違反することのないよう十分注意

しますとする始末書が添付されております。  
なお、申請地は市道拡幅が予定されている土地であります。  
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。  
本件は一時的な利用に供するものであるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に乗り入れ口を造成する内容となっております。  
上下水道は使用せず、雨水排水は地下浸透槽を設置し処理します。  
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、6月21日、午前11時頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

大田原重夫委員

議案第4号、番号7番について報告します。  
賃貸借により臨時駐車場を造成するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立東小学校より西へ約300メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請者は、隣接地において転用許可を受けた上で、中古車販売及び修理工場を設置した事業者であります。土地造成工事の際に申請地に約40センチメートルの高低差が生じてしまった為、農地法の手続きが必要であることを失念したまま工事を実施してしまったとのこと。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されております。  
なお、申請地は市道拡幅が予定されている土地であります。  
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は、一時的な利用に供するものである為立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に10台分の臨時駐車場を造成する内容となっております。  
上下水道は使用せず、雨水排水は地下浸透処理とします。  
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、6月21日、午前11時頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
まず、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。  
次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。  
次に、番号8番ですが、先ほどの事務局長説明のとおり取り下げとなりました。  
次に議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

島田晴子委員

番号1番について、島田晴子委員の報告を求めます。  
議案第5号、番号1番について報告します。  
申出内容は、議案書記載のとおりです。  
申出地は、那須塩原市立高林中学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。  
現地調査は、6月22日、午前9時45分頃に行いました。  
変更の目的は、農用地区域からの除外です。  
除外を必要とする理由は、20年以上前から隣接地である宅地の一部として、倉庫、

納屋及び庭として宅地利用していた当該地が、農地及び農用地であることが判明したため除外申請に至りました。

申請地は、20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田 晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。次に議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番及び2番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

議案第6号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、南赤田自治公民館より北西へ約100メートルに位置しています。

現地調査は、6月21日、午前9時10分頃に行いました。

願い出地の現況は車庫及び物置となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。

提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議案第6号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、南赤田自治公民館より北西へ約85メートルに位置しています。

現地調査は、6月21日、午前9時10分頃に行いました。

願い出地の現況は用悪水路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。

提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に議案第7号「非農地判断願いについて」を議題といたします。

番号1番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

議案第7号、番号1番について報告します。



非農地判断の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
願い出地は、那須塩原市立高林小学校より南へ約3キロメートルに位置しています。  
現地調査は、6月22日、午前10時20分頃に行いました。  
願い出地は山林となっております。  
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

石崎 清委員  
上野農地係長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

非農地証明願いと非農地判断願いの違いを教えてください。

非農地証明願い出と非農地判断願い出のご質問で理解させていただきます。

まず非農地証明につきましては事務局の区分といたしましては、人為的に何らかの操作があってそれが元に農地でなくなった場合で、非農地判断の場合には自然放置のような状態で農地でなくなってしまった場合という形で分類をさせていただいております。

非農地証明願いの場合は証明してくださいというものですので、この総会で議決を得たあとに証明書を交付するような形になります。非農地判断願いにつきましては、この議決を得たあとに本人宛てに、ここは農地ではありませんと農地法第2条に規定する農地ではありませんという通知を本人宛にお送りすることになります。

また併せて市役所の課税課と法務局の方にも同じような通知を発出するようになっております。以上です。

議長

他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。

次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議長

議案第8号、番号1番について報告します。  
農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を効率的・安定的な農業経営を行う者へ集積させるため、農地中間管理機構が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか、確認するものです。

申出の内容は、議案書記載のとおりです。

現地調査は、6月22日、午前9時15分頃に行いました。

申出地は、那須塩原市立青木小学校より西へ約1,500メートル位置しています。

申請に至った経緯は、自宅周辺の自作農地での粗飼料で足りることから今回の申出に至りました。

現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、農地中間管理機構による買入れが必要であると判断しました。  
地元調査員及び現地調査班ともに優先買入協議が必要であると認め、市長通知は要請相当として、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。

次に議案第9号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第9号について、説明します。  
 農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。  
 議案書11ページから15ページまでが「利用権設定関係」の案件で13件、合計面積は96,582平方メートルとなります。この内14ページ、15ページの6件、16,627平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて16ページが「所有権移転関係」の案件で3件、面積は、33,583平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。  
 このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、事務局説明のとおりでご異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、議案第9号は原案のとおり決定しました。

戸山局長補佐 次に議案第10号「令和6年度農林関係税制改正に関する要望事項（案）の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。  
 追加資料の17ページをご覧ください。  
 議案第10号につきまして御説明いたします。  
 令和6年度農林関係税制改正に関する要望事項（案）についてです。  
 要望は、2点ございます。  
 先ず1点目。18ページを御覧ください。  
 農地中間管理権等を新たに設定した農地の「固定資産税の課税標準の特例制度」が、令和6年度末で期限を迎えるため、特例制度期間の延長について、要望を行うものです。なお、特例制度の内容は、設定期間が10年以上の場合3年間、15年の場合は5年間2分の1控除とするものです。  
 2点目でございます、次ページをご覧ください。  
 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転に係る「移転登記の税率を軽減する特例制度」が、令和6年度末で期限を迎えるため、特例制度期間の延長について、要望を行うものです。なお、特例制度の内容は、取得後1年以内に登記を受けるものに限り、移転登記に係る登録免許税の税率を1000分の10とするものです。

議長 説明は、以上となります。よろしく御審議をお願いします。  
 説明が終わりました。  
 このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、議案第10号は原案のとおり決定しました。

上野農地係長 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。  
 追加資料20ページをご覧ください。  
 県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で県農業会議常設審議委員会答申日と同日許可としております。以上です。

議長 報告が終わりました。  
 このことについて、ご意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

戸山局長補佐

次に報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御説明いたします。21ページをご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、5月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

5月は、相続を原因とした権利移動の届出を5件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

14番

---

議席番号

15番

---